

## 第6回 吹田市政策会議開催結果について

日時:平成29年11月7日(火)16時10分～16時50分

場所:特別応接室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員12名の出席

(市長、春藤副市長、池田副市長、総務部長、行政経営部長、都市魅力部長、市民部長、学校教育部長、地域教育部長、健康医療部長、児童部長、福祉部長)

○案件名	○担当及び関連する部局名
地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定について	都市魅力部(地域経済振興室) 健康医療部(北大阪健康医療都市推進室)
○審議内容と結果	
<b>【案件概要】</b> 平成29年7月31日に施行された地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定するものです。	
<b>【所管部の考え方】</b> 本市の地域特性である大学や学術研究機関等の集積や先端技術の研究・開発、優れた交通インフラを背景とした卸売業、小売業や運輸業、郵便業の集積、発展等を活かした基本計画の策定を行うことで、地域経済を牽引する事業を促進し、産業振興を図ることができるものと考えます。 また、国立循環器病研究センター及び国立健康・栄養研究所の健都への移転を見据え、大阪府及び摂津市の三者で医療・健康関連等の産業集積を活かした基本計画の策定を行うことで、高い経済波及効果を生み出すことができるものと考えます。	
<b>【審議事項】</b> 地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定について。 本市の地域の特性を活かし、市内に立地する中核企業を中心として、域内及び域外からの取引を通じて高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済の好循環を生み出すための基本計画を策定することについて。	
<b>【審議結果】</b> 質問・・・企業立地促進法(旧法)と地域未来投資促進法(新法)との大きな違いとして、旧法で目指したのは他の自治体との競争の中での企業誘致であり、新法で目指すものはそれぞれの地域の強みを活かした地元企業の成長と理解してよいか。 回答・・・旧法では対象業種や地域が限定的であり、吹田市内では名神高速道路以南の商業地域、準工業地域、工業地域が主にターゲットであった。新法では、対象地域が吹田市全域に広がることで、これまで網にかからなかった地域も対象になる。また、旧法では、新規立地に対するインセンティブであったが、新法では、既存事業であっても新規投資については対象となる。 質問・・・今回、対象分野から外れた分野は何かあるか。 回答・・・一例として飲食業の分野は網にかかっていない。 指示・・・対象を広げるからには狙いを定めて進めるように。 質問・・・事業者が策定する地域経済牽引事業計画を大阪府から承認を得る理由は何か。 回答・・・基本計画を大阪府と吹田市の連名で国に提示するからである。 質問・・・基本計画の中に吹田市の独自色があまり見えない。「大学や学術研究機関等が有する先端技術を活用した成長ものづくり分野」や「ヘルスケア産業等の集積を活用した高付加価値なサービス産業分野」については吹田市の強みの分野であるので良いが、「食料品製造業や化学工業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」や「商店街・小売り市場の地域コミュニティ機能を活用した卸売・小売業分野」を入れることで、吹田市の独自色が希釈されてしまうのではないか。 回答・・・対象の間口を広げたいという意図があった。 意見・・・企業が立地しているという事実ではなく、それらの企業が立地する環境があるということに吹田市の強みがある。吹田市の住環境が良い点をもっと打ち出すべきではないか。自然的ではなく環境的な意味で基本計画は考えてほしい。 まとめ・・・本案件は承認された。基本計画策定の手続きを進めること。	